

プラスチックごみによる海洋汚染 にどう取り組むべきか

How should we work on marine pollution
caused by plastic trash?

2016.12.10

海洋ごみシンポジウム

一般社団法人 J E A N 代表理事
(特定非営利活動法人パートナーシップオフィス理事)

金子 博

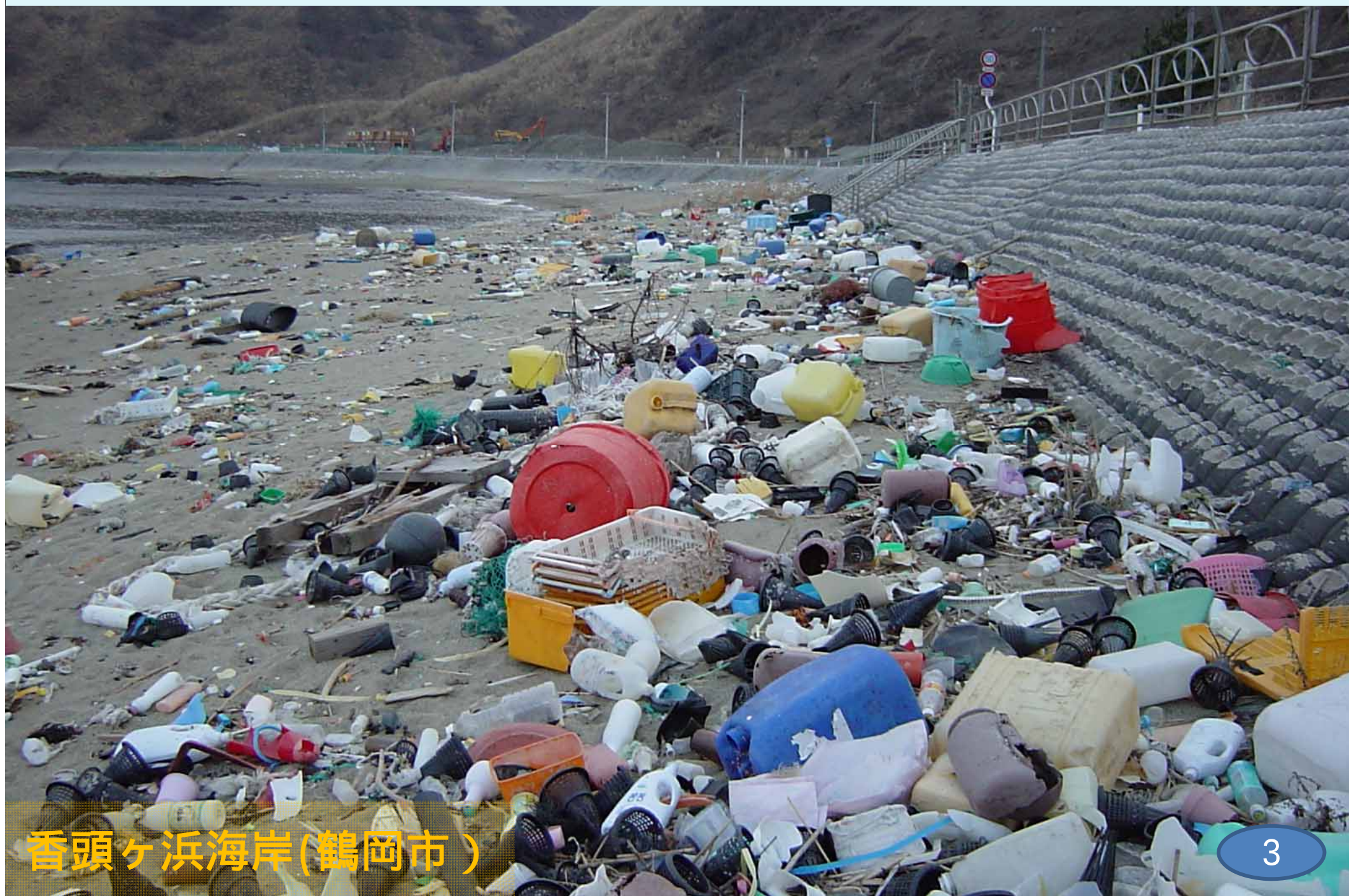
主な内容

- ▶ 1. マイクロプラスチックごみの海辺
- ▶ 2. 海ごみサミット三重会議
- ▶ 3. 海岸漂着物処理推進法の成果と課題
- ▶ 4. 現行法制定後の状況変化
- ▶ 5. 現行法の見直しを

山形県は東北地方の南西側にある、111万人が暮らす地域。
海岸線の長さは約135km。
最上川の流域面積は7,040平方km、県面積の76%。



山形県の海岸漂着ごみの状況(鶴岡市)



香頭ヶ浜海岸(鶴岡市)

山形県・最上川の河川ごみ(中流部)



山形県最上川の河口部(酒田市)



全国どこでも現状は同じ（東京都・荒川河口部）



写真提供/NPO法人荒川クリーンエイド・フォーラム

全国どこでも現状は同じ（東京都・荒川河口部）



写真提供/NPO法人荒川クリーンエイド・フォーラム

マイクロプラスチックごみの海辺～ 有害物質を吸着するマイクロプラスチックごみの増大



山形県遊佐町



有害物質を吸着するマイクロプラスチックごみの増大

ハワイ島の南端・カミロポイント



カキ養殖用パイプ

約100mの海岸に漂着していた
カキ養殖用パイプは 60本以上 (2015/12/05)



ハワイ島の南端・カミロポイント

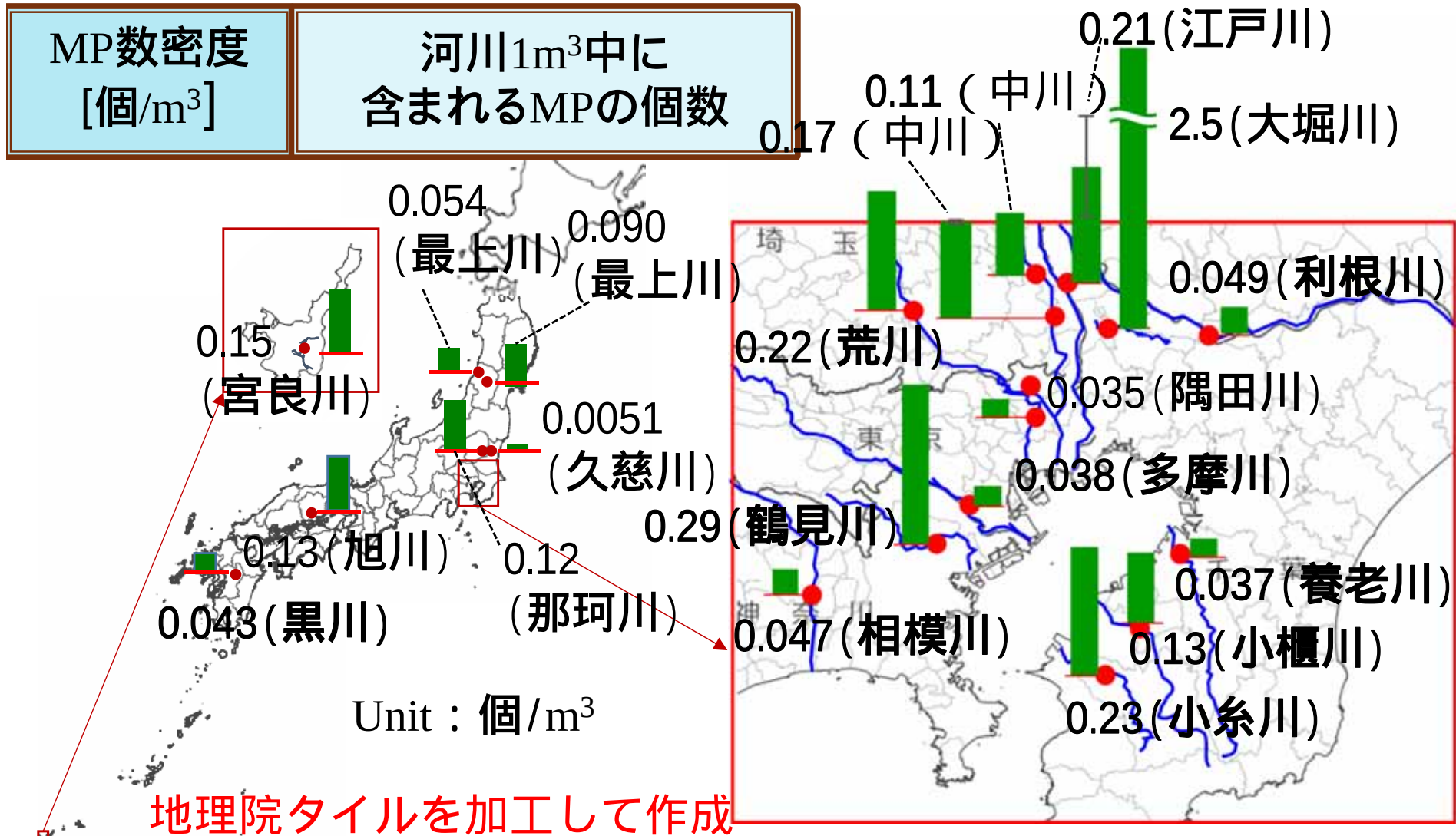
有害な重金属を含んだ漁具



不適切な使用実態も



河川水中のマイクロプラスチック(MP)数密度マップ



- 宮良川(石垣島)でもMPを発見→**広い範囲でMPが存在?**
- 数密度(大堀川を除く): **平均0.11[個/m³], 標準偏差0.08[個/m³]**
- 日本近海の数密度0.6~4.2個/m³(東京海洋大, 2015)より1オーダー小

主な内容

- ▶ 1. マイクロプラスチックごみの海辺
- ▶ **2. 海ごみサミット三重会議**
- ▶ 3. 海岸漂着物処理推進法の成果と課題
- ▶ 4. 現行法制定後の状況変化
- ▶ 5. 現行法の見直しを

第14回海ごみサミット2016三重会議

海ごみサミット

- 海洋ごみ問題のさまざまな情報共有と、対策の推進のために、年一回開催している全国規模の会合
- 毎回、開催地を変え、国や自治体等の行政関係者、NGO/NPO、民間事業者、研究者、住民などが一堂に会し、海外からのゲストとともに、各地の課題や状況の共有、具体的な対策について意見交換や提案
- 今年はG7伊勢志摩サミットの開催地である三重県において、JEANと三重県が主催(10月28-30日)



第14回海ごみサミット2016三重会議

三重会議の討議テーマ

生物多様性と海洋ごみ

アジア太平洋地域の海洋ごみによる生物被害の実態を共同で調査することを提案

プラスチックごみの海洋への流出防止

河川ごみの削減対策の強化とMPの実態調査を提案

アジア太平洋地域の連携

NGO/NPO等の連携を強化する国際的な「基金」の創設を提案



主な内容

- ▶ 1. マイクロプラスチックごみの海辺
- ▶ 2. 海ごみサミット三重会議
- ▶ 3. **海岸漂着物処理推進法の成果と課題**
- ▶ 4. 現行法制定後の状況変化
- ▶ 5. 現行法の見直しを

「海岸漂着物処理推進法」の構成

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る
海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律

- 6つの基本理念
- 関係者の役割分担
- 国の基本方針に基づいた県の地域計画を策定
- 海岸漂着物対策活動推進員、団体の委嘱
- 円滑な回収と処理
- 発生抑制
- NGO/NPO等との連携の強化
- 環境教育の推進、調査研究への取り組み
- 財政上の措置

海岸漂着物処理推進法における 6つの基本理念

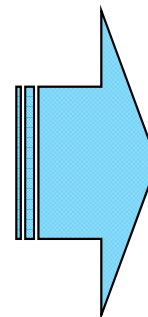
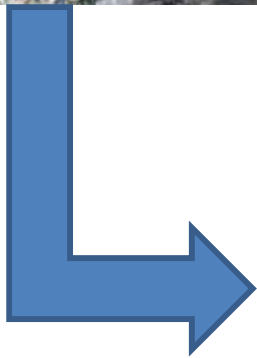
- ▶ 総合的な海岸の環境の保全及び再生
- ▶ 責任の明確化と円滑な処理の推進
- ▶ 海岸漂着物等の発生の効果的な抑制
- ▶ 海洋環境の保全
- ▶ 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保
- ▶ 国際協力への推進

海岸漂着物処理推進法の成果と課題

平成21年、法律制定後の成果

被害甚大な海岸における回収・処理は進展

環境教育、普及啓発・発生抑制対策は一步前進



海岸漂着物処理推進法の成果と課題

法律制定から今日までの課題

河川ごみや漁業系ごみの有効な削減対策がない

被害甚大地域では、回収・処理の繰り返し

他国、他地域からのごみの海への流出が減らない

河川流域と一体となった取り組み態勢が未構築

法律第16条、海岸漂着物対策活動推進員、推進団体
都道府県知事の委嘱実績は「ゼロ」

主な内容

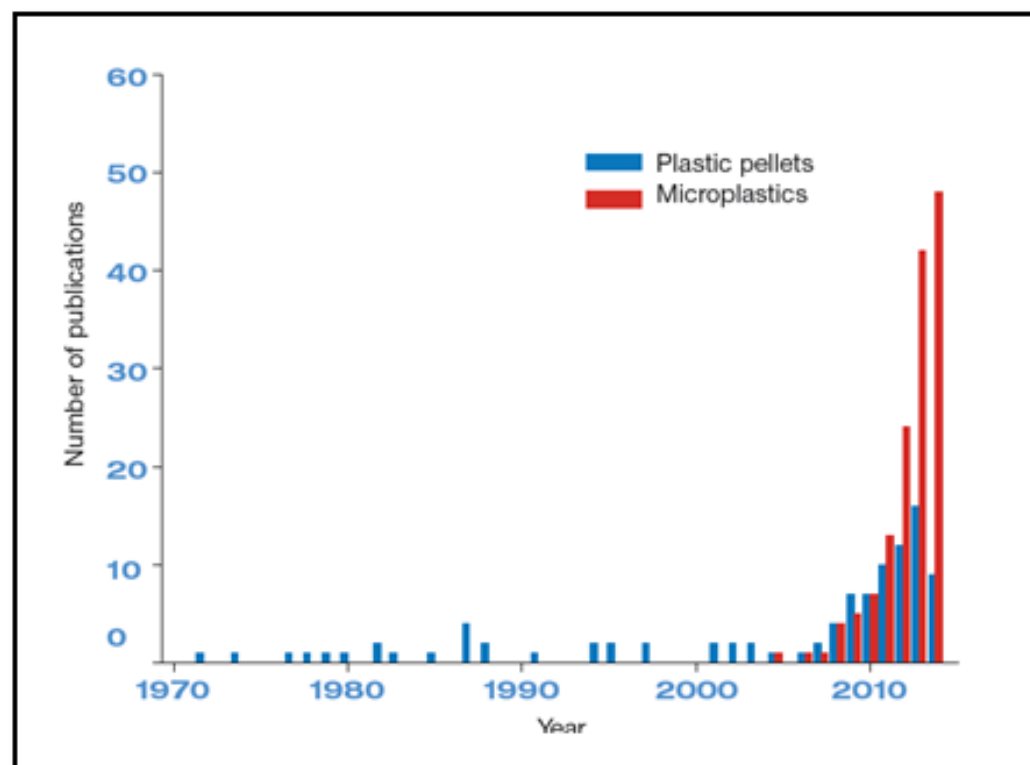
- ▶ 1. マイクロプラスチックごみの海辺
- ▶ 2. 海ごみサミット三重会議
- ▶ 3. 海岸漂着物処理推進法の成果と課題
- ▶ **4. 現行法制定後の状況変化**
- ▶ 5. 現行法の見直しを

現行法制定後の状況変化

マイクロプラスチックによる海洋汚染に関する科学的知見の増加

- ・PCBや農薬などの有害物質を高濃度に吸着する性質と物理的な影響から、水産資源や海洋生態系の保全への懸念が増幅
- ・G7サミット首脳宣言で認識
2015年エルマウサミット
2016年伊勢志摩サミット

マイクロプラスチックに係る研究論文数



プラ工連ニュースNo.383より

2015 G7 エルマウ・サミット首脳宣言(仮訳) 6月7-8日

海洋環境の保護

「我々は、海洋及び沿岸の生物と生態系に直接影響し、潜在的には人間の健康にも影響し得る海洋ごみ、特にプラスチックごみが世界的課題を提起していることを認識する。したがって、海洋ごみ問題に対処し、この動きを世界的なものとするため、より効果的で強化された取組が求められる。G7は、陸域及び海域に由来する海洋ごみの発生源対策、海洋ごみの回収・処理活動並びに教育、研究及び啓発活動の必要性を強調しつつ、附属書に示された、海洋ごみ問題に対処する上で優先度の高い活動と解決策にコミットする。」

上記の認識を今後、G20 そして 世界各国へ拡散していくとしている

**2016 G7 伊勢志摩サミット で再確認された
(5月の国連環境総会 (ナイロビで開催) では決議が採択されている)**

現行法制定後の状況変化

プラスチックごみの海洋への流出量推計値の公表

- ・海に面した192の国や地域を対象に、2010年のデータをもとに試算
- ・世界全体で1年間に480万トンから1,270万トン
- ・中国の353万トン、次いでインドネシアの129万トン、フィリピンの75万トンと、アジアを中心とした人口が多い新興国が上位を占める
- ・2025年には海への流出量が2010年の10倍以上に増えるおそれ

日本近海に浮遊するマイクロプラスチック量は、世界平均の約27倍

- ・東京海洋大学、九州大学等が協力した環境省調査で明らかに
- ・すでに海鳥の90%がマイクロプラスチックを摂取、ウミガメ、魚、貝など200以上の海洋生物も摂取している
- ・東京理科大学では、日本国内の河川でマイクロプラスチックを確認

主な内容

- ▶ 1. マイクロプラスチックごみの海辺
- ▶ 2. 海ごみサミット三重会議
- ▶ 3. 海岸漂着物処理推進法の成果と課題
- ▶ 4. 現行法制定後の状況変化
- ▶ 5. 現行法の見直しを

現行法の見直しを

海岸漂着物処理推進法 附則2.

政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、海岸漂着物等の状況その他この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

世界的に深刻化している海洋ごみ問題(プラスチックごみによる海洋汚染)への今後の対応において、現行法の改正が必要ではないか。

法律の略称の変更も

海岸漂着物処理推進法

海洋ごみ対策推進法

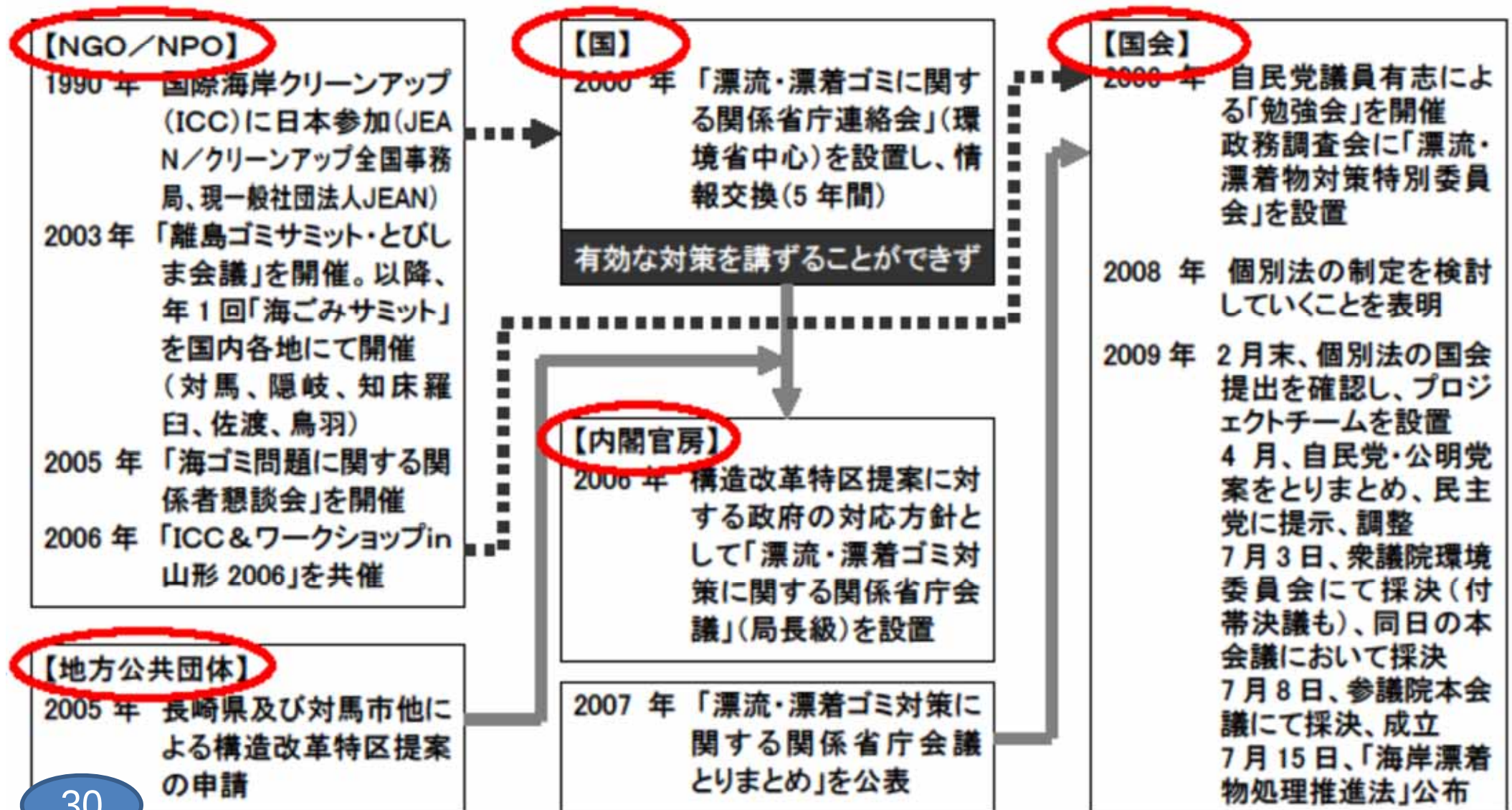
現行法の見直しを

現行法に加えるべき視点

- ・漂流、海底堆積ごみを含めた海洋ごみ対策であること
- ・安全な水産資源の確保や海洋生態系の保全に係る法律であること
- ・プラスチックごみによる海洋汚染の抑制に係る重要な法律であること
- ・アジア太平洋地域における日本の果たすべき責務(世界第7位の排他的経済水域を有すること、および同地域への国際貢献)であること
- ・国土全域で取り組むべき行動計画の提示(都道府県の地域計画に加えて国家計画を策定)及び全国海岸漂着物対策推進協議会の設置や国による海岸漂着物対策活動推進団体の委嘱など、国として取り組むべき事項の新設、態勢の強化
- ・海岸漂着物の回収について、海洋への再流出を防止する意義を強調

現行法の制定の経緯 (2009(平成21)年7月15日公布)

海岸漂着物処理推進法の制定までの経緯



ご清聴ありがとうございました

将来にわたる社会的費用の増大

負担ではなく、美しい海や川を子どもたちに
引き継いでもらうことが現世代の責務

